

第2回八尾市都市計画審議会

日時：令和元年11月12日（火）午後2時00分～3時00分

場所：市役所本館8階第2委員会室

○事務局　定刻となりましたので、ただ今より、令和元年度第2回八尾市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、公私ともにお忙しい中ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、はじめに資料を確認させていただきたいと存じます。まず先日お送りしました資料が「次第」、「議案書」、「議事参考資料」です。皆様、お手元にございますでしょうか。

なければ事務局にお申し付けください。大丈夫でしょうか。

さらに、最新の「委員名簿」を机上配布いたしております。

また、服部川・郡川地区において市街化区域編入等を9月末に行いましたので、「都市計画総括図」も合わせて机上に配布いたしております。ご確認よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に大松市長よりご挨拶を申し上げます。

○大松市長　皆さん、こんにちは。市長の大松でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和元年度第2回八尾市都市計画審議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

近年の地球温暖化などの影響により台風などの自然災害が大型化する中、本市におきましては、大型自然災害への対策として都市基盤の整備によるハード面と自主防災組織の育成や災害受援計画、災害廃棄物処理計画の策定等のソフト面の両面からの対策により、市民の安全・安心を守っていく施策を展開しております。

さて、今回の都市計画審議会の付議案件につきましては、東部大阪都市計画生産緑

地地区の変更でございます。

都市部における農地を取り巻く状況といたしましては、農作物の供給機能や防災機能をはじめとする都市農業の多様な機能を再評価し、平成27年に都市農業振興基本法が制定され、当市においても同法に基づく八尾農業振興地域整備計画の策定に向け取り組んでおります。

また、本日の報告事項といたしまして、八尾市都市計画マスタープラン改定検討部会の委員選出でございます。八尾市都市計画マスタープランにつきましては、平成23年3月に策定し、目標年次であります令和2年度を迎えるにあたり、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化、総合計画をはじめとする上位計画との整合を図り、新たな本市都市計画マスタープランを策定いたします。

今回選出されます八尾市都市計画マスタープラン改定検討部会の委員様におかれましては、それぞれの専門とする分野における視点や豊富な知識と経験を活かしたご意見をいただきたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、将来の本市の利便性向上や発展のために慎重なご審査を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局　　ありがとうございました。

なお、ここで市長におかれましては公務の都合により退席させていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

今回付議させていただきます案件は、八尾市の決定案件であります。議案第106号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」についての1件でございます。この後、事務局よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は、八尾市都市計画審議会条例第6条第2項の規定にあります委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議事進行について、会長にお願いいたしたいと思います。岩本会長よろしくお願いいたします。

○岩本会長　それでは、これより議事進行をさせていただきます。

審議に入る前に、八尾市都市計画審議会運営規程第9条に基づき、私の方から今回の議事録に署名いただく方を指名したいと思います。今回は、川崎委員と齊藤委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議案第106号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして事務局よりご説明願います。

○事務局　本日は、議案第106号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、お手元の議案書1ページから4ページ、並びに参考資料1ページから30ページについてご説明させていただきます。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

本日のご説明の流れですが、「1. 生産緑地地区とは」「2. 今回の変更について」「3. スケジュール」、以上の3点を順にご説明いたします。

まず、生産緑地地区とは、農林漁業との共生を図りつつ、良好な都市環境に資することを目的に、市街化区域内にある農地等を都市計画の「地域地区」の1つとして定めるものであります。

本市においては、平成4年より、「現況が農地である」「一団地で500平方メートル以上の面積を有する」など、一定の条件に該当するものを生産緑地として指定してまいりました。

なお、生産緑地法の一部改正を受けまして、平成31年3月に「八尾市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、今年度より生産緑地地区の面積要件を緩和していますので、現在は「一団地300平方メートル以上」という条件に変わっております。

次に、この生産緑地地区内の行為の制限についてですが、生産緑地地区内では農地

としての管理が義務づけられ、住宅、事務所等の建築や、そのための宅地造成など
できないこととなっております。

ただし、農業等を継続して営むために必要不可欠なもの、生産緑地の保全に著しい
支障を及ぼすおそれがなく、農業等の安定的な継続に資するものや、公共施設等の設
置については除外されています。

なお、この生産緑地地区内の行為の制限は、所有者からの生産緑地の買取申出によ
り解除される場合があります。

この買取申出は、生産緑地の都市計画決定の日から30年経過した場合や、主たる
農業従事者の死亡、または故障によって農地としての管理が不可能になった場合に、
行政に時価で当該農地を買取るべき旨を申し出ることができる制度です。

買取申出のあった農地は、本市関係課や大阪国道事務所などに対する買取希望の有
無の照会の後に、他の農業従事者へのあっせんが行われ、3か月以内に買取りの希望
がない場合には、その時点で制限解除となり、都市計画の変更手続きへと進むことと
なります。

本来であれば、買取申出を受ければ、その都度、都市計画審議会を開催し、ご審議
いただくところではありますが、年間30件程度の受付があり、審議会の回数が増え
ることにより、事務量が増え、ご出席いただく委員の皆さまの負担も課題となること
から、生産緑地地区の審議については年1回とさせていただいております。

次に、都市計画決定事項である生産緑地地区の変更についてですが、区域変更には
「地区の追加」「地区の廃止」、そしてそれらに伴う「区域変更」の3つがあります。

1の「地区の追加」は、新たに生産緑地地区として指定を行う場合に生じます。生
産緑地として指定を行う条件としましては、1点目に「現況が農地であること」、2点
目に「公害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等の効用、公共施設等の用地
に適していること」、3点目は「同一地権者で一団地300平方メートル以上であるこ
と」、そして「用排水路等の営農継続可能条件を満たすこと」が必要となります。

次に、2の「地区の廃止」ですが、こちらは、公共施設の設置や、主たる農業従事者の死亡または故障により営農が困難になった場合に、先ほどご説明しました「買取申出」により生じるものです。そして、3の「区域変更」は、「新たに生産緑地の指定を行う場合」「公共施設の設置」や「買取申出」により生じます。

それでは、生産緑地の追加・廃止・区域変更について、今回変更を付議しております区域の中から一部の区域を例にご説明させていただきます。

まずは追加についてご説明いたします。こちらは、参考資料27ページ、詳細図24の今回変更を付議しております「二俣第8」でございます。こちらの画面の左側が変更前、右側が変更後ですが、お手元の参考資料につきましては変更後のみの掲載となっております。

また、図中の黒塗りの地区については、凡例にありますとおり、この地区全体が現在の都市計画決定済地区ということを表しています。

左右両画面の赤丸で囲まれた地区については、同じ地区を示していますが、右側の変更後の緑の水玉で表された部分が追加となり、「二俣第8」は“追加指定”されたことを表します。

続いて、地区の廃止についてご説明いたします。

こちらは、参考資料8ページ、詳細図5の「青山町第10」です。こちらの画面の左側、変更前の図面で、赤い丸で囲まれた黒塗りの地区は、現在すでに都市計画決定している地区「青山町第10」です。そして、画面右側、変更後の図面で赤い丸の中の緑のタテジマが、この区域の廃止を表しますので、「青山町第10」は既存の生産緑地より“廃止”となります。

次に、区域変更についてご説明いたします。

こちらは、参考資料16ページ、詳細図13の「南木の本第3」です。こちらの画面の左側、変更前の図面で、赤の丸で囲まれた黒塗りの地区は、現在すでに都市計画決定している地区「南木の本第3」です。そして、画面右側、変更後の図面で、赤い丸

の中の緑のタテジマがこの区域の廃止を表しており、「南木の本第3」は既存の生産緑地の一部廃止による“区域変更”となります。

最後に、市街化編入区域の追加指定についてご説明いたします。

参考資料21ページ、詳細図18の「郡川第6」です。スクリーンの地図で赤色の破線で囲まれた地区が令和元年9月30日に市街化調整区域から市街化区域へ編入した服部川・郡川地区となっております。当該地区での生産緑地指定の募集に対して申し込みのありました農地を「郡川第6」として今回指定するものです。

スクリーン上で水色に着色しております部分が「郡川第6」、こちらは区画整備の区域外となります。服部川・郡川地区での市街化編入に伴う追加は「郡川第6」のみで、面積は0.1ヘクタールとなっております。

次に、今回の変更についてでございますが、今回の変更対象である「42地区」については、地区ごとの変更理由並びに地区面積を表示しました一覧表を参考資料1ページから3ページの新旧対照表としてお示ししています。

そして、これらの追加・廃止及び区域変更を踏まえた結果、八尾市全体の地区数としましては643地区、面積にして131.67ヘクタールへの変更となっております。

変更理由は「市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため追加するもの」、また「農業従事者の死亡及び故障により廃止及び区域変更するもの」としています。

今回の変更前後を比較しますと、地区数は651地区から643地区で8地区の減少、面積は135.88ヘクタールから131.67ヘクタールへ4.21ヘクタールの減少となっております。

そして、この変更の内訳ですが、まずは、新指定による地区の追加が4地区あります。そして、廃止の地区が12地区ございまして、理由の内訳としましては、主たる農業従事者の死亡を理由とした買取申出が2件、主たる農業従事者の故障を理由とし

た買取申出が10件となっています。

次に、区域変更が26地区となっております、こちらにつきましては、新規追加が3件、主たる農業従事者の死亡を理由とした買取申出が12件、主たる農業従事者の故障を理由とした買取申出が12件、公共施設等の設置が4件で、合計31件となっておりますが、同じ地区内で「新規指定」と「買取申出」があった地区や、「複数の買取申出や複数の公共施設等の設置」があった地区が4地区ございましたので、地区数としましては26地区となります。

面積で見てみますと、追加により0.21ヘクタール増加、廃止により1.46ヘクタール減少、区域変更の新規追加により0.03ヘクタール増加、買取申出等により2.99ヘクタール減少、全体で4.21ヘクタール減少している状況です。

最後にスケジュールでございますが、大阪府協議を令和元年9月18日付で完了した後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市政策課において、9月30日から10月15日までの2週間、公衆の縦覧を行いました。縦覧者は1名で意見書の提出はなしという状況です。

今後の予定としましては、本日の都市計画審議会での議決を経た後、年内に決定の告示を行いたいと考えております。

では、以上をもちまして、議案第106号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」についてのご説明を終わります。

ありがとうございました。

(質疑応答)

○岩本会長 以上、ご説明がございましたこれにつきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。まず、昨年、先ほどもご説明がありましたとおり、要件緩和されました。あのときにも初めてと言ってもいいくらい生産緑地について勉強させていただいたところだったのですが、あらためて今回ご説明いただいた中で、生産緑地の件を見るにつけて、いわゆる2022年問題についての論調が少し変わってきているのではないかと。

昨年の審議会に向けて勉強させていただいた際には、かなり否定的というか、宅地化による地価の暴落などマイナスのイメージをどう対策を打っていくかといった論が出ていたのですが、昨年、八尾市でも300平方メートル以上に緩和していただいたこともあってか、国がいろんな施策を打ってくれている中で、いわゆる2022年問題については限定的なのかという印象を受けているのですが、八尾市としてどのように受け止めているのか。現状と2022年に向けて少し見解をお聞かせください。

○岩本会長 事務局からお願いします。

○事務局 まず、要件緩和につきましては、平成30年度の第1回都市計画審議会にて協議事項としてお話をさせていただき、平成31年3月の議会で、八尾市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例において、法で500平方メートルを300平方メートルまで下げたという経過がございます。

これはあくまでも、国の都市農業振興基本計画において、農地については宅地化すべきものから都市にあるべきものに大きく変化した、というのが大きな段階でございます。その中で今回要件緩和をしまして、7地区追加指定がありました。その中で300から500平方メートルの追加が今回5地区あります。要件緩和を行った結果、しっかり手続きをされて、条例の効果はあったのではないかと。これが続いていくには

これから周知が必要だと思っています。

ただ、面積的には、5地区といっても1800平方メートルで、0.18ヘクタールですので、面積的には大きなものではないと考えていますが、延焼防止や災害時に活用できる防災面の空地など、いろんな活用が今後図られていく。あくまでも、農業としての供給をしていただくのが大きな目的でございます。

次に、2022年問題につきましては、国では手続きを進めていくようにということで、平成4年に法が制定されて、令和4年が30年になります。

今年度、八尾市では、JAさんの施設をお借りして、JAさんと連携した中で9月15日に特定生産緑地の説明会を行いました。生産緑地に指定されている地権者につきましては約900名、八尾市にはいらっしゃいます。当日は3部構成で出席者はざっと400人でしたので、皆さん関心を持たれているという印象を持っています。

10年の延長になりますので、皆さんで、この1年間かけて、そのまま生産緑地にするのか、もしくは次の代のお子さんやお孫さんができないということであれば、いろんな方法がありますので、自らのご家庭の事情によって、1年間、考えてくださいということで、来年から特定生産緑地の同意書等の受付を開始しようと考えております。

令和3年の都市計画審議会の中で、協議事項として、令和4年には一定の数が特定生産緑地になっていますというご報告ができたと思っています。

○岩本会長 はい、どうぞ。

○委員 一気にということについては、暫定的なのかという感じがしました。

特定生産緑地の説明会でご協力いただきありがとうございます。400名というのは、私にとってわかりにくいのは、実際どれだけその制度が浸透しているのか。実際、農業に従事されている方は、400の分母はどのくらいなのか、わかりますか。

○岩本会長 事務局どうぞ。

○事務局 生産緑地の指定については、およそ900名の方が指定されています。

今、台帳整理をしているところでございます。

生産緑地については、今までは所有者が耕さないといけないところを残す、保全していくという意味から賃貸ができるように、申請や許可は必要になってきますが、それもできますということで、JAさんにもしっかりお知らせをしていただいて、保全すべき方向で今の生産緑地については考えております。

○岩本会長 はい、どうぞ。

○委員 制度の周知徹底をきっちりと行っていただきたいと思います。

もう1点、いずれにしましても減少傾向にあることは間違いないですね。2022年問題が限定的だったとしても、この傾向は今後も続いていかざるを得ないのかという印象を受けるのですが。

昨年の審議会の中でも議論があったと思いますが、国もルールづくりをしてきている中で八尾市としても、後ろに産業さんも控えていますが、産業施策等々も合わせて、空き家問題等の課題がある中で、総合的に考えていかなければならないと思います。どこまでお答えいただけるかはわかりませんが、それに向けて都市整備部と産業で話し合いを進めているのか、少なくともスタートされているのかどうか、確認させていただきます。

○岩本会長 事務局どうぞ。

○事務局 産業、農業委員会と連携しているかというところですが、国の方針として農業振興基本法が示され、大阪府においても農業振興基本計画を策定されていると聞いています。八尾市におきましても、今年度に審議会を立ち上げてベースを作り、次年度、総合計画に合わせて八尾市版の農業振興計画なり農業振興のビジョンを策定していくと聞いております。その連携の中で今の生産緑地をどうしていくか。

土地活用についても必要になってくると思います。農家をやめてそのままという話になってもいけませんので、用途や土地利用など、連携しながら進めていきたいと考えています。

○岩本会長 はい、どうぞ。

○委員 東京一極集中と言いますが、仕事があるから東京にという流れがあります。それを考えると、八尾市は中小企業のまちでありますので、しっかりと事業者の下支えをして新たに入ってきていただくという取り組みがきっと生きてくると思います。総合的に私もしっかりと勉強していきたいと思いますので、お願いいたします。

先日の台風19号は、正直、衝撃を受けました。ニュースなどを見る中で、あれだけ大きな痛手を受け、高齢者の方ですとこれを機に農家はやめようというのを見るにつけて、今後、都市計画の中で生産緑地の施策と合わせて災害対策の部分についてもきっちりやっていく必要があるのかという思いでおりますので、しっかりとそのあたりもお願いしたいと思います。

また、あらためて八尾市は土地が狭いというか、空間が少ないという気がします。

魅力ある都市空間づくりの観点からもしっかりと議論をしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○岩本会長 ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員 ご質問にもございましたが、市街化区域内農地の賃借というか、生産緑地の納税猶予におきましても昨年9月に都市農地の円滑化に関する賃借の法律が可決になりました。

今現在、JAにおきましても管内で62件の貸し手がおられました。これは生産緑地も市街化調整区域も含めてですが、62件の貸し手と借り手が今44件でございます。その中で現在25件のマッチングをいたしまして条件設定をすでに済ませており、2万9,570平方メートルという実績がございます。この12月の農業委員会で3件ほど、491平方メートルをかけまして3万1,561平方メートルということで、賃借のマッチングを実現しております。

皆さまもご存じのように、19号で千曲川、阿武隈川などは大変な状況になってお

ります。温室効果ガスの発生も含めて、この件につきましては国、また、世界全体で考えていかなければならない問題等もあります。

農業は地方で機械化を進めて大規模にやればよいではないか。これからは地方でも危険な状況があります。目に見えるところで生産される、八尾市の中でも農地をしっかりと継続していかねばならない。

そんなところで、今申し上げました貸借のマッチングも進めながら、2022年問題の生産緑地、特定生産緑地、私ももうすでに八尾市で2回行ってございます。JAとして行っているのですが、その中で現在、概ね8割程度が農業を継続する。また、できるように私どもがその受託を承っていく。あるいは、先ほど申し上げた、62件の貸し手と44件の借り手、これをさらに、チームを作り今現在3名、大阪中河内で専任の担当者が対応しております。

目に見えるところで農作物、食の安全・安心をもっと大切にしていかなければならないということで、これからもしっかりと対応していきたいと思っています。

今現在、農薬の使用率世界ナンバーワンの中国から6割、野菜を輸入しています。

また、アメリカからでは、赤肉で欧州の輸入をストップしたことにより3割の乳がんと実績もございます。アメリカの牛は月齢48か月で、内閣府の安全委員会が厚労省に、30か月の輸入から48か月に延ばしているということで、非常に貿易関係でも危ない農産物が日本に入ってきています。

そんなことも含めて、都市型の八尾市におきましても、農地をこれ以上、事務局にお願いしたのですが、市街化区域、市街化調整区域の線引きの見直しも、税収等々も含め、八尾市の発展の中で、指定をされていくのは理解できますが、農業の大切さ、食の産業は絶対に欠かせない、人類普遍の産業だと思っています。これからも八尾市の中で農地保全、多面的機能を有するところも含めて、これからJAといたしましても、しっかりと対応していきたいと思っています。

事務局に対する要望は、そういったところの産業政策、事業面での対応も理解でき

ますが、この件につきましては、くれぐれもお願いを申し上げまして、食は、食べないと体も頭も動きませんので、どうか、そのあたり、これからもよろしくお願い申し上げます。以上です。

○岩本会長 ありがとうございました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員 今、農地保全を議論いただいておりますが、生産緑地法の運用が生産緑地を保全していく中で重要になってきます。委員を拝命する前に他の自治体で都市計画業務に従事していた中で、生産緑地地区の追加や変更の事務手続きを直接所管させていただいたこともございまして、いささか細かい論点になってくるかと思いますが、少しだけ確認させていただきたいです。

今回、議案に上げていただいている区域変更や区域の廃止、特に区域変更の場合は、区域の縮小を決定する場合は買取申出が基本的に前提条件になってくると思います。

これを受理するかどうかの基準の中で、死亡の場合は、法律に“死亡”という単語が入っていますが、生産緑地法上“故障”については定義が定められておらず、各自治体の生産緑地法の運用に委ねられているところがあります。

大阪以外の関東の自治体の事例で申しますと、比較的積極的に故障の解釈を広めにとって、買取申出の提出を認めるという運用をされている自治体もありますが、大阪府下の場合は、年度末、2月か3月頃に生産緑地の担当者会議等々を通じて府下一律の基準を申し合わせ、確認している中で動いていると思います。

八尾市の場合も、基本的には、厳格に故障というものを解釈して、広めにやってくとしても、買取申出で廃止や区域縮小になってしまいますが、そうではない運用をされているのかどうか、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○岩本会長 事務局どうぞ。

○事務局 故障の判定ということですが、本市におきましては、運用上、故障に

つきましては医師の診断をいただいています。医師の診断の中に農業に従事できないことをしっかりと書き込んでいただいて、医師の判断をもとに故障の判定をしています。

それと、申請された方について、本当にそういう状態なのかというところは、昨年度については、ご自宅まで行かせていただいて本人もしくはご家族の方と面談もしているという状況でございます。

医師の判断がある中で面談まで必要かというところは、事務の効率化等も考えて、医師の判断で判定していきたいと考えています。

○岩本会長 はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。先ほどからお話がありました、東京一極集中等々で、農業従事者の方々が、次のお子さん世代やお孫さん世代が大阪で農業に従事してくれない、なり手がいない中で、生産緑地を持っているが、どうしようかという悩みを抱えている人が増えてきている中で、買取申出を出そうという意向が増えてきている状況も、地域の方からお伺いしています。

だからといって、安易に買取申出の受付を拡大解釈してしまうと、緑地、農地がなくなってしまう。保全する方向性で進めているというところで議論をいただいていますので、しっかりと適正な対応に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先ほど生産緑地の従事者が900名であるというお話がありました。

これは八尾市全体で、いただいた都市計画図には生産緑地地区とは書いていなくて、パッと見ただけでは点在状況がわからないのですが、八尾市の生産緑地は、定性的な表現で結構ですので、比較的全域に点在しているのか、それとも特定の地域に固まって存在しているのか。今の指定状況をお聞かせいただけますか。

○岩本会長 事務局お願いします。

○事務局 皆さんにお配りしているのは、変更や追加等のところしか配っていま

せん。縦覧としまして都市政策課の窓口で、2,500分の1の図面で、決定されたものについてはお示ししているという状況でございます。

一覧の中で、八尾市におきましては市街化区域と市街化調整区域がございます。

もちろん市街化調整区域については生産緑地ではないのですが、一定、市街化区域の中では全体的にバランスよくという言い方は変ですが、点在している状況でございます。ただ、近鉄八尾駅周辺やJR八尾駅周辺までの区間については、もともと市街地が形成されているところは少ない、ないという状況でございます。

八尾市は、もともと合併しながら八尾市になってきたところもありますので、それぞれの地域ごとに残っているというのが現状だと考えています。

○岩本会長 はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。全域に点在しているということ、今回いただいている資料を見ましても、いろんな地域があるのは読み取れるのですが、先ほどパワーポイントでご説明いただいたとおり、生産緑地、先ほど私が申しました区域の廃止の条件としては、死亡や故障といった従事者の方の状況もありますが、もう1つは公共施設整備に資する場合は廃止が可能というところで、いただいている図を見ましても、都市計画道路にかぶっている生産緑地がございます。これらの事業を進めるときに、農地をこれから保全していくと、何か大きな都市計画事業をするときに、資産に資するということも考えられます。

議会の建設産業委員会でも、これから10年間、20年間の八尾のまちづくりの所管事務調査も含めて議論をしているところですが、大きなまちづくりが進むときにも、八尾市に資するような形で農地の保全をしっかりと考えていただきたいと思います。要望を申し上げて、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○岩本会長 ほかにご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の提案どおり、議案第106「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○岩本会長 ご異議ございませんので、八尾市土地計画審議会運営規程第5条に基づき、議案第106号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、事務局の提案どおり承認いたします。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

これをもちまして、令和元年度第2回八尾市都市計画審議会を閉会させていただきたいと思っております。

本日は、長時間、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 岩本会長、どうもありがとうございました。

本日は、お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。